

縦覧期間 4月1日～7月31日

固定資産税の 情報開示について



《縦覧制度》

納税者が、他の土地や家屋と比較して価格が適正であるか確認できるようにするため、地方税法第四百六条の規定に基づき、縦覧帳簿を縦覧に供します。

来庁される際は、運転免許証等本人を確認できるものを持参してください。

【縦覧期間】

4月1日(月)～7月31日(水)

※土・日曜日、祝日を除く

【縦覧時間】

午前8時30分～午後5時15分

【縦覧内容】

○家屋

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

○土地

所在、地番、地目、地積、価格

※所有者名や課税標準額については、開示されません。

【縦覧場所】

・財務課資産税係
・熊石総合支所地域振興課

【縦覧できる人】

固定資産税(土地・家屋)の納税者または代理人

【その他】

印鑑を持参ください。また、代理人の方は、委任状が必要です。

《固定資産課税台帳の 閲覧制度》

閲覧制度

固定資産税の納税者や借地人、借家人は、関係する土地や家屋の課税台帳について閲覧を求めることができます。希望される方は、印鑑(借地人、借家人の方は、契約書も必要)を持参してください。また、代理人の方は委任状が必要です。

【閲覧手数料】

縦覧期間中は無料ですが、期間外は有料(一物件300円)です。

【証明書の交付】

固定資産課税台帳の閲覧を求めることができる方は、台帳に記載されている事項の証明書を求めることができます。

なお、記載事項証明手数料は、一物件300円です。

【固定資産名寄帳の閲覧】

固定資産の所有者ごとにまとめた名寄帳についても課税台帳の閲覧と同様に、その納税者・所有者は閲覧することができます。

《固定資産評価証明書 の交付》

不動産登記用に使われる固定資産評価証明書については、無料で交付しますが、交付申請にあたっては、法務局登記官の印を押した書面が必要です。

【問い合わせ先】

・財務課資産税係

☎0137-62-2114

・熊石総合支所地域振興課

☎01398-2-3111



合併処理浄化槽設置補助の 募集について

町では、生活排水による河川・水路などの公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道整備区域以外(下水道整備区域内にあっては当分の間整備が見込まれない場合)の方がトイレの汚水だけでなく、台所やお風呂などの雑排水も処理できる合併処理浄化槽を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付しますので、次により補助金交付希望者を募集します。

【募集予定数】15基

【募集期間】

○第1期 4月8日(月)～4月26日(金)

※第1期で予定数を上回った場合には、新築住宅を優先し、改築については抽選により決定します。

○第2期 第1期で予定数に達しない場合、5月7日(火)以降に随時受付します。

※予定数に達した時点で受け付けは終了します。

【補助金額】・5人槽 70万円まで ・7人槽 90万円まで
・10人槽以上 130万円まで

【問い合わせ先】環境水道課下水道管理係 ☎0137-63-2020

消防車を 更新しました

平成30年度防衛省八雲分屯基地周辺消防施設設置助成事業を活用して、水槽付消防ポンプ自動車を八雲消防団東分団に購入配備し、本年2月より運用を開始しています。

